

第8次 笠岡市行政改革大綱

(2018年度～2021年度)

平成30（2018）年3月

笠 岡 市

目 次

第1章 行政改革大綱の基本的考え方

1 背景	1
2 行政改革の現状と課題	1
3 行政改革大綱の目的	1
4 基本姿勢	1
5 取組の内容	2
6 推進方法	2
7 主要な目標（指標等）	2
8 実施期間	3

第2章 取組の内容

1 行政サービスの質の向上	
(1) 施策・事業の効果的な推進	4
(2) 職員の育成と確保	4
(3) 行政組織の見直し	4
(4) 業務の見直し	5
(5) 行政情報の提供と市民参加の推進	5
2 歳入の確保	
(1) 自主財源の確保	6
(2) 依存財源の確保	6
3 歳出の適正化，将来負担の軽減	
(1) 経費の削減	6
(2) 将来の財政負担への備え	6
(3) 給与の適正化	7
(4) 公営企業の適正化	7
4 市有財産等の適正な管理	
(1) 市有財産等の管理と有効活用	7

第1章 行政改革大綱の基本的考え方

1 背景

笠岡市では、笠岡市自治基本条例の理念に基づき、自立した自治体として、官民それぞれの責務と適切な役割分担のもと、協働して市民主体の自治を推進している。

また、これからの笠岡づくりの指針となる「第7次笠岡市総合計画」を策定し、目指す都市像を「元気・快適・ときめき 進化するまち笠岡」とし、定住促進をはじめ、企業誘致、雇用創出、地域福祉等の施策の推進を図っている。

こうした中で、自主的かつ主体的な自治を推進し、総合計画に掲げる施策目標を達成するためには、行政改革の推進により、必要な財源を確保、捻出するとともに、職員の意識改革と能力向上、迅速な意思決定、限られた経営資源の有効活用等、将来にわたって安定的な行政経営を可能にすることが重要である。

2 行政改革の現状と課題

笠岡市は、社会経済情勢等の変化に応じて1982（昭和57）年から7次にわたって策定した行政改革大綱に基づき、行政改革を推進してきたところである。

我が国がこれまで未経験の人口減少、少子高齢化時代に突入するなかにおいて、笠岡市では人口減少等とともに税収等の歳入が減少し続けている。その一方で、社会保障費等の経常的経費、災害の頻発化等による突発的経費、公共施設の老朽化に伴う施設の更新・長寿命化対策費、ICTの進展に伴う情報セキュリティ対策費、地方分権推進に伴う笠岡市の事務事業の増加など、新たな歳出が見込まれる。

市民が夢と希望を持てるような取組を推進していくためには、これまで以上に高度な行財政運営が求められることから、限られた予算のより効率的・効果的な活用、柔軟な行政運営のみならず、市職員においては常日頃から採算意識を持ち、自治体を経営する感覚を持って、数多くの課題を克服していかなければならない。

3 行政改革大綱の目的

「第7次笠岡市総合計画」に掲げる戦略・施策の実現と市民の満足度向上につなげていくため、「持続し進化する都市」としての行政運営の基礎となる財政基盤の安定、行政システムの見直し、職員意識の改革、取り組むべき施策や事務事業の効率的かつ効果的な推進を図る指針として、第8次笠岡市行政改革大綱を策定する。

4 基本姿勢

行政改革の推進に当たっては、社会経済情勢の変化や多様な行政課題に対し、情報を共有し、機動的かつ柔軟に対応していく組織を確立し、単に経費の削減だけでなく、歳入の確保も行いながら、質の高い行政サービスの実現を目指す。

また、①市民と行政とが対等な立場で課題解決を行う「協働」の視点、②官民の適切な役割分担のもと、「民間にできることは民間に委ねる」という補完性原理の

視点を取り入れ、持続可能な行政システムへの転換・発展を目指す。

そのため、次の4本の基本姿勢により行政改革の取組を推進する。

- (1) 社会情勢や市民ニーズに的確に対応した市民満足度の高い行政サービスの提供
- (2) 公正で透明な行政経営と市民協働の推進
- (3) 職員の意識改革と人材育成の推進
- (4) 限られた経営資源（人・物・財産）の効率的かつ効果的な活用の推進

5 取組の内容

基本姿勢に基づき、具体的に改革を実施していくに当たって、次の項目を4本の柱として取組を進める。

- (1) 行政サービスの質の向上
- (2) 歳入の確保
- (3) 歳出の適正化、将来負担の軽減
- (4) 市有財産等の適正な管理

6 推進方法

この大綱に基づき、実施計画を作成し、計画的に推進するとともに、PDCAサイクルの中で見直し、改善に取り組む。推進体制としては、笠岡市行政改革推進本部を中心に全庁的に取り組むこととする。さらに、笠岡市行政改革推進委員会において、市民の意見を反映しつつ、進行管理を行う。

7 主要な目標（指標等）

行政改革を推進するに当たって、実施期間終了時の主な項目の目標を設定する。

(1) 財政指標【2021年度末】

歳入の確保、歳出の適正化、将来負担の軽減を図ることにより、次の数値の達成を目指す。

- ① 実質公債費比率 6.5%未満
- ② 将来負担比率 80.0%未満
- ③ 経常収支比率 96.0%未満
- ④ 財政調整基金残高 10億円以上

(2) 定員管理の目標

効率的な行政経営を推進するため、定員適正化計画に基づく適正な定員管理を行う。ただし、2018（平成30）年度以降は、新たな定員適正化計画に基づき定員の見直しを行う。

- ① 2018（平成30年4月1日以降）年度普通会計の職員数 360人

(3)行政改革の効果額【各年度末】

行政改革の取組による歳入増，歳出削減等の効果額として，次の数値の達成を目指す。

①単年度財政効果額 5億円

8 実施期間

この大綱は，2018年度から2021年度までの4年間を実施期間とする。ただし，社会経済情勢等の変化が生じた場合には，取組内容等の見直しを行う。

第2章 取組の内容

1 行政サービスの質の向上

(1) 施策・事業の効果的な推進

限られた予算，人員を選択と集中により有効に活用していくため，実施している施策や事務事業について，行政評価制度を活用して事業効果の検証や進捗管理を行い，見直しや改善に繋げていく。

新規の施策や事務事業については，必要性，熟度，コスト，効果等を見極めるとともに，本来の目的に加えて複数の事業効果が得られる実施手法を検討する。

また，類似事業等の統廃合に努めるとともに，制度設計に当たって，可能な限り条例，規則等に終期の設定を行う。

さらに，既存の施策や事務事業については，社会情勢や市民ニーズの変化に即して，必要性や効果が低下した施策や事務事業については，漫然と継続せず，内容の見直しや縮小，廃止を検討する。

主な実施項目

- ①行政評価の活用
- ②市民意識調査の実施

(2) 職員の育成と確保

職員の意識改革や資質の向上を行うため，人材育成基本方針のもと，政策形成能力や問題解決能力などの能力開発により職員の個の能力を高めることとする。また，人事評価システムに基づき，職員の能力や実績を適正に評価し，人事等に反映していくことにより，職員の士気の向上，ひいては組織目標の達成に繋げていく。さらに，新規採用職員の研修，OJT（On-the-Job Training），階層別の研修等を強化することで組織力を高め，市民から信頼される行政サービスの担い手として，積極的に，前向きに挑戦する職員の育成を図る。

多様な人材の確保を図るためには，高度な専門性を求められる職種における任期付採用や再任用制度の活用，他の自治体との人事交流などを進めることとする。

また，職員の定員管理については，地方分権の進展や多様化，複雑化する市民ニーズによる行政需要の増加，ワーク・ライフ・バランスの推進といった課題に対応するために業務内容・業務量の調査を行い，バランスのとれた適正な職員の配置や職務体制を検討する。

主な実施項目

- ①人材育成基本方針の推進
- ②人事評価システムの有効活用
- ③多様な人材の確保
- ④業務内容・業務量に応じた定員管理の適正化

(3) 行政組織の見直し

人口減少と少子高齢化への対応、地域産業の活性化等、多様化、複雑化する地域課題や市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することが可能な組織機構と迅速で的確な意思決定ができる体制の構築を行う。

少子化が進展する中で充実した教育を提供するため、小中一貫教育の推進、教育施設の規模の適正化を図るとともに、幼稚園と保育所の連携及び一体化に取り組む。

主な実施項目

- ①組織機構の見直し
- ②教育施設の規模の適正化
- ③幼稚園と保育所の連携・一体化

(4) 業務の見直し

施策や事務事業の内容や実施手法については、常に点検、見直しを行い、より効果的かつ効率的なものに改善していく。また、災害時における業務継続計画（BCP）を策定し、業務の改善も行う。行政の情報化は、事務の効率化を進める上で重要な手段であり、情報セキュリティ対策を考慮しながら、積極的に推進する。

公の施設の運営については、指定管理者制度を活用し、サービスの向上とコスト削減を図る。また、施設整備に当たっては、PFI等の新たな社会資本整備手法を検討する。

多様な主体（NPO、市民団体、民間事業者等）により提供可能な行政サービス等については、市民との協働、市民参加の理念のもと、連携、協力して実施する。

広域的課題については、備後圏域、高梁川流域圏及び井笠圏域といった広域連携を各分野において積極的に検討し、実施する。

主な実施項目

- ①行政情報化・情報セキュリティ対策の推進
- ②指定管理者制度の効果的な運用
- ③民間活力活用の推進
- ④広域連携の検討・推進

(5) 行政情報の提供と市民参加の推進

市民と行政とが対等な立場で課題解決を行う「協働」の視点、官民の適切な役割分担のもと、「民間にできることは民間に委ねる」という補完性原理の視点に立って、相互に対等な立場で役割分担しながら協力、連携を進めていく。このため、あらゆる機会をとらえて行政情報の提供、公開を積極的に行う。

また、市民の意見を市政に反映していくため、幅広い層の市政参加を推進する。

主な実施項目

- ①広報紙とホームページ等による情報発信の充実
- ②財政情報の公開

③審議会等への女性・若者層の登用，公募等による市民参加の推進

2 歳入の確保

(1) 自主財源の確保

自立的かつ安定的な財政基盤を確立するため，自主財源の確保に努める。市税等については，公正かつ厳正な課税と収納を行うとともに，市が管理する債権については，「笠岡市債権管理条例」に基づき適正に管理する。「産業振興ビジョン」による企業誘致や産業振興施策を実施し，新たな税源のかん養を図り，収入の確保に努める。さらに，広告料，ふるさと納税，クラウドファンディング等の新たな財源確保を図るとともに，受益者負担の適正化を基本とする使用料及び手数料の見直しを検討する。

主な実施項目

- ①課税客体の的確な把握
- ②市税等の収納率向上及び滞納繰越金の縮減
- ③企業誘致等による新たな税源のかん養
- ④広告料等新たな財源確保
- ⑤使用料及び手数料の見直し
- ⑥ふるさと納税・クラウドファンディング等の推進

(2) 依存財源の確保

事務事業の財源として，国，県や団体等の補助制度等を積極的に把握し，適切に活用する。また，地方交付税措置のある有利な地方債については，市債発行額の適正な規模に配慮しながら，有効に活用する。

主な実施項目

- ①特定財源の確保

3 歳出の適正化，将来負担の軽減

(1) 経費の削減

毎年度必要な事業費や運営費，維持管理経費等については，経費の削減を徹底し，予算の適正かつ効率的な執行に努める。また，新規事業により新たに発生する経費については，適切な制度設計，事業計画，見積等により，経費の削減に努める。

主な実施項目

- ①内部管理経費の節減合理化
- ②補助金の見直し

(2) 将来の財政負担への備え

新たな行政需要や不測の事態に備えるとともに，将来にわたり公平で安定した市

民サービスの提供が可能となるよう、将来負担の軽減に努める。

主な実施項目

- ①市全体の債務の抑制
- ②適正な基金残高の維持

(3) 給与の適正化

給与、諸手当等については、人事院勧告や国、県の動向、他市町村との均衡等を考慮して見直し、適正化に努める。

主な実施項目

- ①給与の適正化

(4) 公営事業の適正化

上下水道事業、市民病院事業については、独立採算を原則とする健全かつ持続的な事業経営が求められている。

上下水道事業は、「笠岡市水道事業ビジョン」，「笠岡市水道事業アセットマネジメント」，「笠岡市下水道基本構想」等に基づき，計画的な施設整備と適切な維持管理を図りつつ，安全安心，強靱化，持続可能の観点から経営の適正化を図る。

市民病院は，「新笠岡市立市民病院改革プラン」等に基づき，新施設，経営形態の検討を行い，経営の改善を図る。

主な実施項目

- ①上下水道事業の経営適正化
- ②市民病院の経営健全化

4 市有財産等の適正な管理

(1) 市有財産等の管理と有効活用

「笠岡市公共施設等総合管理計画」に基づき，財政縮減や人口減少に応じた施設規模の縮減を図る。その際，民業補完性原理の視点に立って，公共施設や用地の民間移譲を推進する。また，施設更新に係る費用の縮減のため，施設の耐震化や長寿命化を進め，既存施設やその他の公有財産の有効活用を進める。

さらに，公用車については，更新時に低燃費車等の導入や効率的な運用・管理を進める。

主な実施項目

- ①適切な財産管理と有効活用
- ②未利用施設・地の処分と有効利用
- ③施設の耐震化・長寿命化
- ④公用車の効率的な運用